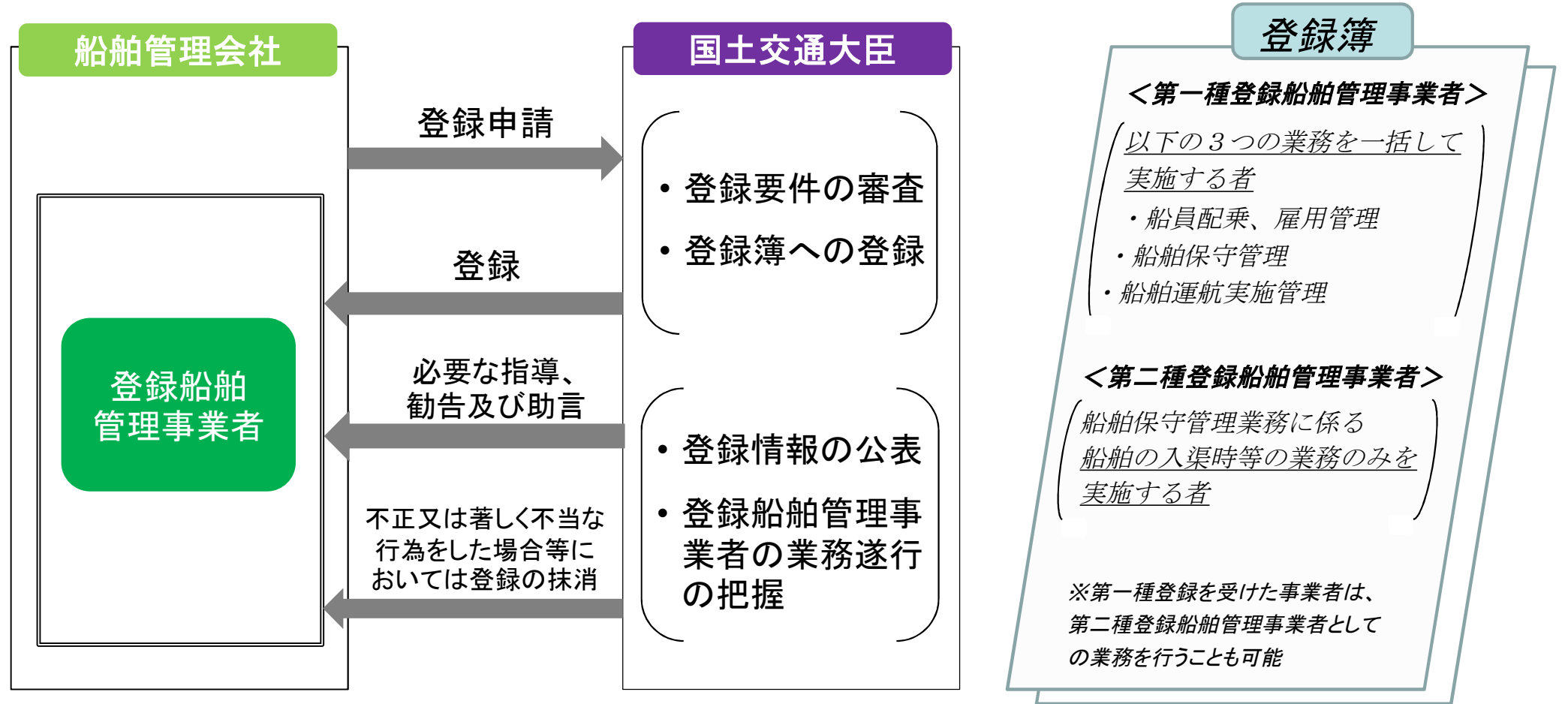


船舶管理会社の登録制度 - ① 概要

趣旨

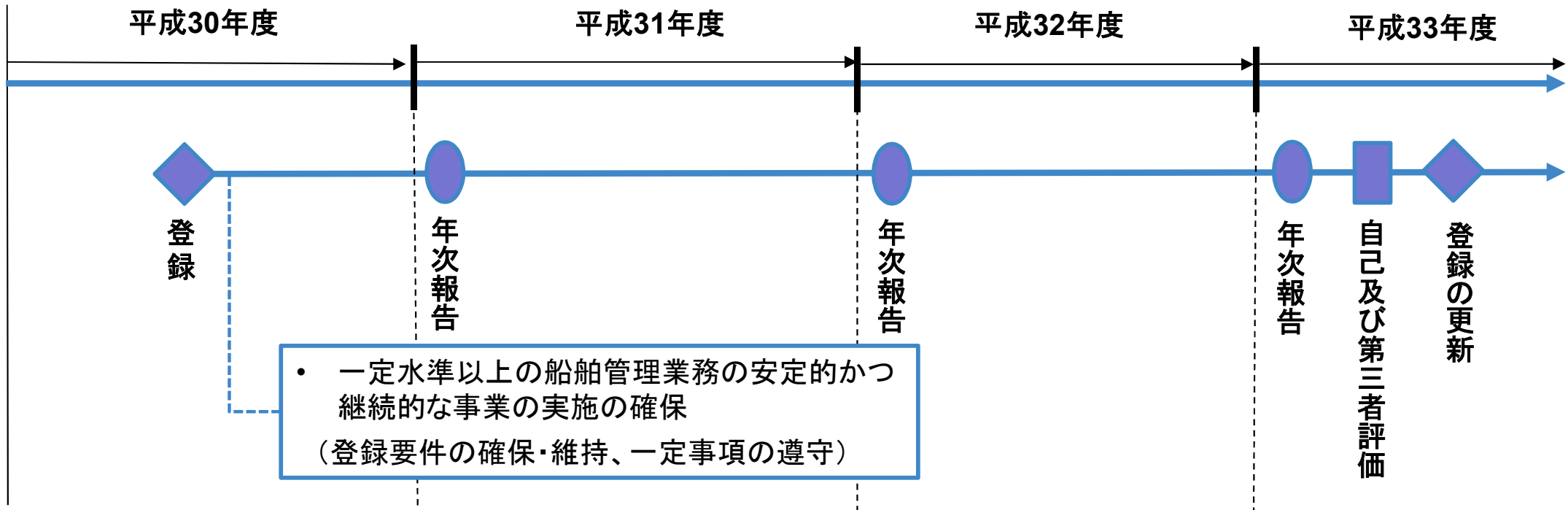
- 船舶管理会社の活用は、効率的な事業運営に資すると考えられるとともに、内航海運事業者の事業基盤強化に係る方策の選択肢を広げることとなる。
- 今般、メリットの深化、広範化の一つのツールとして、船舶管理業に関する登録制度を設け、業務の情報や品質を「見える化」することにより、品質の向上、安全品質の高い船舶管理業務の安定的かつ継続的な実施を確保することとする。

登録制度の仕組み



※第一種登録を受けた事業者は、第二種登録船舶管理事業者としての業務を行うことも可能

船舶管理会社の登録制度 - ② 登録制度の運用イメージ



- ・本制度の運用開始は平成30年4月1日であり、同日以降、事業者は何時でも登録申請を任意に行うことができる。
- ・上述の記載は、平成30年度中に登録を受けた事業者が3年後の登録更新までに求められる対応について、記載している。

期待される効果

- 登録船舶管理事業者に係る情報の公表による、内航海運事業者の事業者選択の判断材料の多様化。
- 内航海運事業者による優良事業者の活用による、船舶管理業の適正な業務遂行の普及。
- 船舶管理業に対する社会の認識の高まり、船舶管理業の健全な発展。

制度の課題と当面の方針

- 登録制度の周知に関する継続的な取り組み
- 登録制度の促進及び内航海運事業の活性化に資する事業環境の整備
- 登録船舶管理会社に係る評価制度の具体の検討